

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	明石市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

明石市長

## 公表日

令和5年6月16日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
	<p>(評価対象事務全体の概要) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>(特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の内容) 介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。</p> <p>① 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>② 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) ・被保険者証に関する事務 ・負担割合証に関する事務 ・認定証に関する事務</p> <p>③ 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付、若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第一号事業支給費の支給に関する事務 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 ・第一号事業支給費の支給に関する事務</p> <p>④ 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定又は同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>⑤ 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>⑥ 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p>
②事務の概要	

	<p>(7) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理</li> <li>・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理</li> <li>・申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・申請に対する応答の事務</li> </ul> <p>(8) 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> </ul> <p>(9) 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付の支払の一時差止に関する事務</li> </ul> <p>(10) 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> </ul> <p>(11) 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業に係る申請等の受理</li> <li>・地域支援事業の実施の要件確認</li> <li>・地域支援事業に係る事業実施決定等の通知</li> <li>・総合事業の負担割合証の交付</li> <li>・地域支援事業の利用料に係る事務</li> </ul> <p>(12) 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務</p> <p>(13) 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の徴収に関する事務</li> <li>・保険料の賦課に関する事務</li> </ul> <p>(14) 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(15) 保険者事務共同処理業務 国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して実施する、高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う保険者事務共同処理業務。</p>
--	---

③システムの名称	<p>① 介護保険システム          ② 中間サーバー          ③ 共通宛名システム          ④ 団体内統合宛名システム(宛名システム等と同義)          ⑤ 共通基盤システム(府内連携システムと同義)          ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム          ⑦ 伝送通信ソフト          ⑧ マイナポータルぴったりサービス          ⑨ 申請管理システム</p>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び 別表第一の項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3  情報照会 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番93, 94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条, 第47条	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉局 高齢者総合支援室
②所属長の役職名	担当課長

#### 6. 他の評価実施機関

請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
連絡先	明石市福祉局高齢者総合支援室 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5091

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)      2) 1,000人以上1万人未満      3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満      5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上      2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>

### III しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

#### 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

#### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

#### 8. 監査

実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
-------	------------	------------	----------

#### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	山口 知義	松岡 正純	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	② 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務	② 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) ・被保険者証に関する事務 ・負担割合証に関する事務 ・認定証に関する事務	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	③ 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付、又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務	③ 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付、若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第一号事業支給費の支給に関する事務 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 ・第一号事業支給費の支給に関する事務	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑪ 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務	⑪ 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務 ・地域支援事業に係る申請等の受理 ・地域支援事業の実施の要件確認 ・地域支援事業に係る事業実施決定等の通知 ・総合事業の負担割合証の交付 ・地域支援事業の利用料に係る事務	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(新規)	⑫ 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(新規)	⑬ 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(新規)	⑭ 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(新規)	⑮ 保険者事務共同処理業務 国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して実施する、高額医療費算定介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う保険者事務共同処理業務。	事前	
平成29年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	① 介護保険ホストシステム ② 介護保険パッケージシステム ③ 中間サーバー ④ 共通宛名システム ⑤ 共通連携システム ⑥ 統合宛名システム ⑧ 伝送通信ソフト	① 介護保険ホストシステム ② 介護保険パッケージシステム ③ 中間サーバー ④ 共通宛名システム ⑤ 共通連携システム ⑥ 統合宛名システム ⑦ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑧ 伝送通信ソフト	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第7項 及び 番号法別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 2条1号, 5号のハ、3条1号, 5号のハ、6条1号、4号のロ、19条1号のヨ2号、3号、4号、5号、25条3号のハ、30条8号、32条1号、2号、3号、33条5号、43条3号のハ、44条1号のヨ2号、3号、4号、5号、46条1項1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、47条1項1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号	情報提供 番号法第19条第7号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第28条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7項 及び 番号法別表第二 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 46条1項1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、47条1項1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号	情報照会 番号法第19条第7号 及び 番号法別表第二 項番93, 94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第46条、第47条	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	福祉部 高年介護室	福祉局 高齢者総合支援室	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 所属長	松岡 正純	藤田 晋子、十川 勝吉、玉井 純子	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003	事後	
平成29年9月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ① 連絡先	明石市福祉部高年介護室 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5091	明石市福祉部高年介護室 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5091	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	藤田 晋子、十川 勝吉、玉井 純子	藤田 晋子、玉井 純子	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	高年介護室	高齢者総合支援室	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (②所属長の役職名)	藤田 晋子、玉井 純子	担当課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	明石市福祉局高年介護室 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel. 078-918-5091	明石市福祉局高齢者総合支援室 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel. 078-918-5091	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分である	事後	
令和3年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 介護保険ホストシステム ② 介護保険パッケージシステム ③ 中間サーバー ④ 共通宛名システム ⑤ 共通連携システム ⑥ 統合宛名システム ⑦ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑧ 伝送通信ソフト	① 介護保険システム ② 中間サーバー ③ 共通宛名システム ④ 統合宛名システム(宛名システム等と同義) ⑤ 共通基盤システム(府内連携システムと同義) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑦ 伝送通信ソフト ⑧ 共通連携システム(府内連携システムと同義)	事前	
令和3年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 平成29年8月1日時点	10万人以上30万人未満 令和2年12月1日時点	事前	
令和3年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 平成29年8月1日時点	500人未満 令和2年12月1日時点	事前	
令和3年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第7号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 119の項 <命令及び情報照会については省略>	情報提供 番号法第19条第7号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 120の項 <命令及び情報照会については省略>	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 介護保険システム ② 中間サーバー ③ 共通宛名システム ④ 統合宛名システム(宛名システム等と同義) ⑤ 共通基盤システム(府内連携システムと同義) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑦ 伝送通信ソフト ⑧ 共通連携システム(府内連携システムと同義)	① 介護保険システム ② 中間サーバー ③ 共通宛名システム ④ 統合宛名システム(宛名システム等と同義) ⑤ 共通基盤システム(府内連携システムと同義) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑦ 伝送通信ソフト	事前	
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 令和2年12月1日時点	10万人以上30万人未満 令和3年2月1日時点	事前	
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和2年12月1日時点	500人未満 令和3年2月1日時点	事前	
令和3年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第7号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 120の項  情報照会 番号法第19条第7号 及び 番号法別表第二 項番93, 94 <命令については省略>	情報提供 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 120の項  情報照会 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番93, 94 <命令については省略>	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 介護保険システム ② 中間サーバー ③ 共通宛名システム ④ 統合宛名システム(宛名システム等と同義) ⑤ 共通基盤システム(府内連携システムと同義) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑦ 伝送通信ソフト	① 介護保険システム ② 中間サーバー ③ 共通宛名システム ④ 団体内統合宛名システム(宛名システム等と同義) ⑤ 共通基盤システム(府内連携システムと同義) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑦ 伝送通信ソフト ⑧ マイナポータルぴったりサービス ⑨ 申請管理システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>情報提供 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>情報照会 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番93, 94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条, 第47条</p>	<p>情報提供 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3</p> <p>情報照会 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番93, 94, 121 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条, 第47条, 第59条の4</p>	事後	
令和5年2月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 令和3年2月1日時点	10万人以上30万人未満 令和5年1月1日時点	事後	
令和5年2月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和3年2月1日時点	500人未満 令和5年1月1日時点	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>～前略～</p> <p>情報照会 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番93, 94, 121 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条, 第47条, 第59条の4</p>	<p>～前略～</p> <p>情報照会 番号法第19条第8号 及び 番号法別表第二 項番93, 94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条, 第47条</p>	事後	